

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法(平成11年 6 月23日厚生省告示第148号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条第2号ホの規定による特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分の方法及び令第6条第1項第2号ハにおいてその例によることとされる令第3条第2号ホの規定による特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器が一般廃棄物又は産業廃棄物となったものをいう。以下同じ。）に含まれる鉄、アルミニウム及び銅（以下「鉄等」という。）について、当該廃棄物から鉄、アルミニウム若しくは銅を使用する部品を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法
- 二 廃テレビジョン受信機（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。）のブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを全面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法
- 三 廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し熔融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法
- 四 廃エアコンディショナー又は廃電気冷蔵庫（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。）に含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンのうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法